

半田市有価資源回収事業に係る取扱い基準

1 支給対象

この要綱による報償金の支給対象は、原則として区とする。ただし、市長が必要と認めた地域市民団体及び要綱第5条により区から委任を受けた者についてもこれを対象とする。

2 報償金支給基準額の内訳

(1) 要綱第3条 別表1ー(1)の基準額の内訳は、次のとおりとする。

ア 空瓶回収報償金	1キログラム当たり	8円
イ 搬入報償金	1キログラム当たり	8円
ウ 有価資源回収報償金	1キログラム当たり	8円

(2) 要綱第3条 別表1ー(2)の基準額の内訳は、次のとおりとする。

ア アルミニウム缶回収報償金	1キログラム当たり	80円
イ 搬入報償金	1キログラム当たり	8円
ウ 有価資源回収報償金	1キログラム当たり	8円

(3) 要綱第3条 別表1ー(3)の基準額の内訳は、次のとおりとする。

ア スチール缶回収報償金	1キログラム当たり	5円
イ 搬入報償金	1キログラム当たり	8円
ウ 有価資源回収報償金	1キログラム当たり	8円

(4) 要綱第3条 別表1ー(4)の基準額の内訳は、次のとおりとする。

ア 紙パック回収報償金	1キログラム当たり	12円
イ 搬入報償金	1キログラム当たり	8円
ウ 有価資源回収報償金	1キログラム当たり	8円

3 委任

(1) 要綱第5条により搬入業務を委任する場合は、受任者が当該業務を継続して受任できる者でなければならない。

(2) 市長は、委任状により当該業務を受任した者に対して、別表1ー(1)(2)(3)(4)の基準額の内訳のうち、搬入報償金に搬入量の実績を乗じて得た金額を支給する。

4 報告

要綱第4条による報告は、前期分(2月~7月分)を8月末日、後期分(8月~1月分)を2月末日までにするものとする。

ただし、2期に分けて報告できない場合は、年間実績として報告することができる。この場合の報告期日は2月末日までとする。

附則

この取扱い基準は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

この取扱い基準は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この取扱い基準は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

この取扱い基準は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この取扱い基準は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この取扱い基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この取扱い基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。